

一宮市上下水道部告示第 19 号

地方公営企業法（昭和 27 年法律第 292 号）第 33 条の 2 において準用する地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 243 条の 2 第 1 項の規定に基づき、指定公金事務取扱者を指定し、公金の徴収及び収納事務を委託したので、同条第 2 項の規定により告示する。

令和 8 年 4 月 1 日

一宮市水道事業等管理者

多和田 雅也

1. 業務名

一宮市水道料金徴収等業務委託

2. 名称及び代表者の氏名

第一環境株式会社 中部支店 支店長 井桁 雄一

3. 所在地

愛知県名古屋市中村区名駅 5-31-10 リンクス名駅ビル 11F

4. 委託を受ける公金事務の内容

水道料金、下水道使用料の徴収及び収納事務

5. 委託期間

令和 8 年 4 月 1 日から令和 13 年 3 月 31 日まで

6. 指定日

令和 8 年 4 月 1 日